

行政評価等プログラムの骨子

(案)

I 東日本大震災の状況を踏まえた当面の対応方針

- 東日本大震災による被災者支援、復旧・復興に向けての取組は現下の喫緊の課題。
- これまででも、現地の管区局・事務所を通じ、被災市町村等におけるニーズ把握、その結果の被災者生活支援特別対策本部等への提供を実施。
- 引き続き行政評価局としては、全国の管区局・事務所を通じ、行政相談機能及び実地調査機能を有するという特性を十分に活かし、震災対応のために機能を発揮。
- その際、本省・管区局等を通じ、機能発揮の必要に応じ、機動的に体制を配置。
- また、政策評価・独立行政法人評価委員会についても、震災の影響を踏まえつつ、御審議いただく。
- 各般の機能発揮に当たっては、各府省等における被災者支援、復旧・復興への取組状況を勘案。

当面は、以下の点に重点を置いて対応。

1 行政相談機能

- 本省及び全管区局等の人的資源を最大限動員して、被災地を管轄する管区局等の体制を強化し、被災者からの各種相談、問い合わせ等に迅速かつ的確に対応。他の管区局等においても、被災者の避難が全国的に及んでいることから各種相談等に迅速かつ的確に対応。
- 被災者・被災地等の苦情・要望をよく聴き、行政相談を端緒に行政評価局調査機能を活用して、制度・運営の改善につなげる。

2 行政評価局調査機能

- 行政評価局調査の実施に当たっては、東日本大震災からの復旧・復興に政府全体として対応している状況の中で、震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について、常時監視を行いつつ、内閣の重要課題に係る調査を機動的かつ重点的に実施。
- この方針の下に、
 - ① 現在調査実施中・フォローアップ中のものについては、内容・方向性の重点化、勧告・取りまとめ時期の検討・設定等機動的に対応。
 - ② 新たに着手する調査については、震災の影響をも考慮。また、震災対応に係る政府の取組方針や動向について、常時監視を行い、必要に応じ、新たに設置した機動調査推進室を中心に、局全体として機動的に対応。

3 政策評価推進機能及び独立行政法人評価機能

評価の取組に当たっては、震災への影響を踏まえつつ、政策評価法に基づく政策評価の効果的かつ効率的な実施を推進するとともに、独法通則法に基づく独法評価についても政独委を的確に補佐する。

特に政策評価推進機能については、各府省における政策ミッションの明確化等を目的とする目標管理型の政策評価の改善方策について、23年度は試行的な取組を開始。

II 中期的な業務運営方針

- I の対応方針を踏まえた行政評価局の中期的な業務運営方針は、次のとおり。

※ 「行政評価等プログラム」（平成22年4月）に掲げた事項・内容を見直し、記載

- 1 機能強化の基本的考え方
- 2 政策評価推進機能
- 3 行政評価局調査機能
- 4 行政相談機能
- 5 独立行政法人評価機能